

海洋環境整備事業の充実を求める意見書

現在、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油を回収することにより、船舶の航行の安全を守るとともに、海洋の豊かな自然環境を維持する、住民の生活や安全に欠かせない重要な国の役割である。

ここ瀬戸内海においても、船舶事故などによる油流出事故が相次いでおり、油防除体制の強化に欠かせない海面浮遊ゴミ・油回収船の体制の充実が求められている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、2013年6月には、「港湾法」が一部改正され、漂流障害物の除去について、制度が確立されていなかった一般水域のうち、災害発生時に障害物により船舶の航行が困難となるおそれのある水域を「緊急確保航路」として指定し、この航路を国が迅速に啓開作業できることとなった。

今年1月には、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）で「緊急確保航路」が指定され、国による港湾機能の維持体制が決定されたところである。

切迫する「南海トラフ地震」への対策が急務となっている徳島県の周辺海域を含む瀬戸内海においても、非常災害時における国の責任と役割として、早急に「緊急確保航路」に指定されることは、物資や人員の輸送路確保など、被災後の早期復旧・復興を図る上で大変重要である。

瀬戸内海は、閉鎖された海域で貴重な漁業資源の宝庫であり、大小無数の島々が存在する美しい自然環境を有しており、また、古来より人の営みの基礎として、海上交通が発展してきた地域でもあり、現在も数多くの船舶が日夜航行している。

こうした、自然や物流の機能を次世代に継承していくためにも、海洋の良好な環境の保全につながる海洋環境整備事業の充実とそれを担う直轄・直営船舶の運航体制の確立が必要である。

よって、国においては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。
 - 2 非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う「緊急確保航路」の指定を瀬戸内海について行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月10日

徳島県議会議長 森 田 正 博